

北上地区広域行政組合 人事行政の運営等の状況について

給与・定員管理について

1 総括

(1) 人件費の状況

区分	歳出額 A	実質収支額	人件費 B	人件費率 B/A	備考
21年度	千円 405,950	千円 17,007	千円 100,864	% 24.84	

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 10	千円 46,443	千円 4,850	千円 17,491	千円 68,784	千円 6,878

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北上地区広域行政組合	52.4 歳	370,337 円	404,262 円

(2) 職員の初任給の状況

区分	北上地区広域行政組合	国(Ⅱ種)
一般行政職	大学卒 ※ (170,478 円)	172,200 円
	高校卒 ※ (138,699 円)	140,100 円

※ 北上地区広域行政組合では、平成22年4月1日現在、カッコ内の額に減額しています。

3 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区分	職務内容	職員数	構成比
7 級	参事	1 人	10.0 %
6 級	主幹	1 人	10.0 %
5 級	局次長	2 人	20.0 %
4 級	係長・上席主任	5 人	50.0 %
3 級	主任	1 人	10.0 %

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、能力及び業績に基づく未実施であるため、昇給区分に差を設けていません。

(3) 昇給期間の短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行なっていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

① 1人当たりの平均支給額

平成21年度支給額	1,749 千円
-----------	----------

② 平成21年度支給割合

区分	北上市	国
期末手当	2.75	2.75
勤勉手当	1.40	1.40

③ 加算措置の状況

職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5～15%

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

区分		北上地区広域行政組合	
		自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50	41.34
	勤続35年	47.50	59.28
	最高限度額	59.28	59.28
定年前早期退職者特例加算措置		-	2～20%加算
退職時昇給		-	-
一人当たり平均支給額(千円)		-	-

※ 一人当たり平均支給額は、退職した職員に支給された平均支給額である。

※ 平成21年度に退職した職員はいない。

(3) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

①職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	60 %
②支給職員1人当たりの平均支給年額(21年度決算)	96,000 円

(4) 時間外勤務手当

区分	支給総額 (千円)	支給職員一人当たりの支給年額(千円)
21年度	294	36

(5) その他の手当(平成22年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000 円	同じ		1,226 千円	204,333 円
	②配偶者以外 6,500 円 16～22歳の子 5,000円加算				

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
住居手当	①貸家・貸間 支給限度額 27,000 円	同じ		24 千円	24,000 円
通勤手当	①交通機関(電車・バスなど)の利用者 支給限度額 50,000円 ②交通用具(自動車・オートバイなど)利用者 (通勤距離2km以上の場合) 距離に応じ2,300円～24,500円	異なる	①交通機関利用者 55000円 まで ②自動車などの利用者 距離に応じ 2,000 円～24,500円	946 千円	94,560 円
管理職手当	参事(事務局長) 50,034円 主幹(事務局次長) 27,354円	異なる	職務の級等に応じて 31,700円～ 139,300円	995 千円	99,480 円
休日勤務手当	「勤務1時間当たりの給与額× 135/100」の額を支給	異なる	勤務1時間当たり の給与額の算出 方法が異なる	24 千円	6,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要により4時間以上勤務した場合 部長 8,000円 課長 6,000円 (6時間超の場合はこの1.5倍の額)	異なる	職務の級等に応じて 6,000円～ 18,000円	0 千円	0 円

※住宅手当の支給実績は、新築又は購入から5年以内の住居(平成21年12月から廃止)に支払った額。

5 勤務時間の状況

(平成22年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業	終業	休息时间
38時間45分 (7時間45分×5日間)	8:30	17:15	12:00～13:00

6 特別職の報酬等の状況

区分	定数	報酬年額 (円)
管理者	1	53,000
副管理者	3	44,000
議長	1	37,000
副議長	1	34,000
議員	10	32,000

分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成21年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降級	合計
(1)勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	△	△	0
(2)心身故障の場合	第28条第1項第2号	0	0	0	△	0
	第28条第2項第1号	0	0	0	△	0
(3)職に必要な的確性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	△	△	0
(4)職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	△	△	0
(5)刑事事件により起訴された場合	第28条第2項第2号	△	△	△	△	0
合 計 (1)～(5)		0	0	0	△	0
(6)条例で定める事由による場合		△	△	0	0	0
合 計 (1)～(6)		0	0	0	0	0

備考 (1) 当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上する。

(2) 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上する。

(3) 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行なわれたものとして計上する。

3 懲戒処分の状況(平成21年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降級	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

備考 (1) 当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上する。

(2) 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上する。

サービスの状況

1 職務専念義務免除の状況

免除事由	条例・規則	のべ免除件数	
研修を受ける場合	条例第2条第1号	0	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	条例第2条第2号	0	
規則第2条第3号 （条例第2条第3号） の場合	職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第1号	0
	行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第2号	0
	国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受け臨時に講演、講義等を行う場合	規則第2条第3号	0
	職務に関連ある試験等を受ける場合	規則第2条第4号	0

規則第2条第3号)	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項又は第2項の規定による審査請求をし、地方公務員災害補償基金審査会又は地方公務員災害補償基金支部審査会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第5号	0
	地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第6号	0
	地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する不服申立をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第7号	0
	上記以外、任命権者が特に必要と認める場合	規則第2条第8号	0
合 計			0

備考 条例:北上市職員の職務に専念する義務の特例条例(平成3年条例第26号)

規則:北上市職員の職務に専念する義務の特例規則(平成3年条例第24号)

2 営利企業等の従事許可の状況(平成21年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	0	0

福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況(平成21年度)

区分	内容	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
職員の保健に関すること	胃部検診	10	9	90%
	循環器検診	10	10	100%
	胸部検診	10	10	100%
	大腸がん検診	9	9	100%
	B・C型肝炎検診	1	1	100%
	前立腺がん検診	3	3	100%
	VDT検診	0	0	100%
	乳がん検診	1	1	100%
	子宮がん検診	1	1	100%
	人間ドッグ	0	0	100%
	口腔検診	6	6	100%

備考 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づく職員の健康診断の状況である。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害(平成21年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況である((2)において同じ。)

(1) 通勤災害(平成21年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成20年度末係属件数	平成21年度中の新規要求件数	平成21年度末係属件数
0 件	0 件	0 件

職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

平成20年度末係属件数	平成21年度中の新規要求件数	平成21年度末係属件数
0 件	0 件	0 件